

伊勢崎農業振興地域整備計画の変更理由書（案）

令和8年6月12日付け伊勢崎市公告第43号により公告した伊勢崎農業振興地域整備計画を下記の理由により変更します。

記

1 整備計画策定・変更の契機及び理由

伊勢崎農業振興地域整備計画は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）に基づき昭和49年1月30日に策定され、その後毎年1～4回、農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る随時変更を行ってきました。

今回、都市計画区域の見直し上の理由から市街化区域に含まれる土地が生じ、農業振興地域の区域が変更となるため、農業振興地域整備計画の変更を行うものです。また、住宅需要の増大や経済事情の変動に伴う個別開発需要が発生し、地域住民からの除外申出がありましたので、農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更を併せて行うものです。

2 農用地利用計画の策定・変更理由

(1) 農用地区域からの除外

① 変更内容：農用地区域からの除外を行います。

② 変更理由

i) 経済事情の変動その他情勢の推移により、事業拡大等に伴う事業地不足に対応するための露天資材置場、貸露天資材置場、露天駐車場、貸モータープール、倉庫、工場、貸工場、貸事務所、店舗、貸店舗、特別養護老人ホーム、障害児通所支援事業所、貸障害者グループホーム、貸生活介護施設、貸有料老人ホーム、貸住宅、住宅用地の不足に対応するための自己住宅、分家住宅、農家住宅、建売分譲住宅用地、特定建築条件付売買予定地の開発需要に適切に対応するものです。その規模は適当で農用地区域以外の土地に立地することが困難と認められ、周辺は住宅需要の増大等から開発が進み、周辺の集团的農用地からは地物地形で区切られているため農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないことが認められます。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められます。発生する污水等は合併処理浄化槽による処理を行うなど、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれはなく、土地改良事業完了公告の翌年度から起算して8年末経過の土地でないことが認められます。よって、法第13条第2項の各号の要件をすべて満たし、周辺農用地区域内の土地における農業振興施策に著しい支障を及ぼさないと認められることから、農用地区域から除外します。

ii) 公益性が特に高いと認められる移動通信基地局用地であり、農業振興地域整備計画の達成や農業的土地利用に支障を及ぼすおそれがない土地であると認められることから、法第10条第4項により、農用地区域から除外します。

③ 除外する土地の所在、地番：別紙「農用地区域変更明細表（除外関係）」及び図面

(2) 農用地区域への編入

① 変更内容：除外目的どおりに開発される見込みがないため、農用地区域に編入します。

② 変更理由：開発計画がなくなったため、引き続き農用地としての利用に供される土地を農用地区域へ編入します。

③ 編入する土地の所在、地番：別紙「農用地区域変更明細表（編入関係）」及び図面